

団 体 名	2012年 1月 10日 宮城県生活協同組合連合会 会長理事 齋藤 昭子 (電話022-276-5162)
-------------	--

件 名	東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針（案） に係る意見等について
意 見 等	<p>1、基本方針に位置づけて、県土の汚染マップの作成をおこなってください。 基本視点1：不安解消のための徹底した対応、基本視点2：徹底した放射線低減化システムの構築に関連して、空間放射線量と土壌分析により、県土の汚染マップを作成し、放射能汚染の実情と除染必要地域を明らかにしていくことをすすめるべきと考えます。 県民に広く、放射能汚染の実情と除染必要地域を明らかにすることにより、県民の不安解消をすすめていくべきです。また、汚染状況に応じて、県として除染作業を推進していくことを求めます。</p> <p>2、県民から寄せられている不安や懸念に応える情報提供を積極的におこなうなど、リスクコミュニケーションをはかってください。 「宮城県健康影響に関する有識者会議」をはじめ、専門家によるさまざま検討について審議経過をふくめ、県民へ積極的な情報提供をおこなってください。このことにより、県民の不安の解消をはかってください。</p> <p>3、内部被曝による影響を調査するために、実際の食事に沿った摂取量調査の実施を方針化してください。 汚染地域における内部被曝に対する不安・懸念に対応するため実際の食事に沿った摂取量調査の実施を求めます。</p> <p>4、放射能検査機器の配備について拡充してください。 汚染地域における検査および検査を希望する人に対する検査等を実施していくために、ゲルマニウム半導体検出器等の配備について、汚染地域を中心に配備することを求めます。また、検査を実施するための人的体制の拡充についてもあわせて計画してください。</p> <p>5、国の方針、対応に関わらず、必要に応じて県独自の対応を迅速にすすめることを求めます。 国の対応の遅れが、県の対応の遅れにつながっておりますが、国の対応を待つことなく、必要に応じて、県独自の対応を迅速にすすめることを期待します。</p>